

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 赤平市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

- ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	ホームページで公表
改善措置	—
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

- ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	7日間
改善措置	—

* 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

- ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

- ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	事務局窓口で公表、また、事務局窓口で公表していることをホームページで周知している
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 2 件、うち許可 2 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請者の営農状況、現地調査を地区担当委員と事務局職員で行い、申請書の内容・状況等についての確認・書類審査を実施している。					
	是正措置	—					
総会等での審議	実施状況	事務局が申請概要を説明し、調査書により各項目、申請の内容が農地法の許可基準に適合するか否かを委員が審議し、許可に係り総合的に判断をする					
	是正措置	—					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		2 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
	是正措置	—					
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載のうえ公表している。					
	是正措置	—					
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	15 日		
	是正措置	—					

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 1 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請者の営農状況、現地調査を地区担当委員と事務局職員で行い、申請書の内容・状況等についての確認・書類審査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局が申請概要を説明し、調査書により各項目、申請の内容が農地法の許可基準の転用事業内容、立地条件等に適合するか否かを委員が審議し、許可に係り総合的に判断をする			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録の縦覧議事録に記載のうえ公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30 日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	1 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	1 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0 法人
	提出しなかった理由	—
	対応方針	—
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	—

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 29 件	公表時期 平成27年4月
		情報の提供方法: ホームページに記載	—
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 37 件 (農地法3、基盤強化法34)	取りまとめ時期 平成28年4月(現在)
		情報の提供方法: 特になし	—
	是正措置	—	
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 860. 9 ha	整備方法: 農家台帳管理システム (Noudis 2)
		データ更新: 農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づいた手続きを了した時、適時更新住民基本台帳、固定資産税課税台帳との突合、更新については、年1回の実施	—
	是正措置	—	

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめる。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見なし
農地転用に関する事務	意見なし
農業生産法人からの報告への対応	意見なし
情報の提供等	意見なし
その他法令事務に関するもの	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	860.9 ha	0.8 ha	0.1 %
課 題	現在、農地バトロール及び情報収集により遊休化を未然に防いでいるが、利便性及び生産性の低い農地について遊休化が予測される。遊休農地の所有者等への指導徹底が必要		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した

同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0.8 ha	0 ha	0 %

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		6月～9月	14人	12月～2月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を行う。 2 農業委員による担当地区を定め、より詳しい、地域からの情報、市務局職員によるより詳しい状況把握調査を行う。 3 農地が集団的に利用されている地域、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査を行う。		
活動実績	遊休農地への指導	実施時期: 10月～12月		
	農地の利用状況調査	調査実施時期 6月～9月	調査員数(実数) 14人	調査結果取りまとめ時期 12月～2月
活動実績	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を行う。 2 農業委員による担当地区を定め、より詳しい、地域からの情報、市務局職員によるより詳しい状況把握調査を行う。 3 農地が集団的に利用されている地域、周辺農業に及ぼす影響の大きい地域から順次調査を行う。		
	遊休農地への指導	実施時期: 10月～12月		
	遊休農地である旨の通知	件数: 0件	面積: 0 ha	対象者: 0人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0 ha	対象者: 0人
	その他の取組状況	遊休農地の解消へ向けた折衝を行っている		

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	目標は達成できなかったが、指導が確実に行えており、解消に向けた取り組みを引き続き行っていることから、目標に対する評価としては妥当である。		
活動に対する評価の案	活動通り実施した。今後は、目標達成に向け、所有者の意向調査等、新たな活動が必要と考えられる。		

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	目標は達成できなかったが、指導が確実に行えており、解消に向けた取り組みを引き続き行っていることから、目標に対する評価としては妥当である。
活動に対する評価	活動通り実施した。今後は、目標達成に向け、所有者の意向調査等、新たな活動が必要と考えられる。

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	118 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	84 戸	47 経営	法人	団体
	農業生産法人数	1 法人			
課 題	認定農業者数は、すでに上限と考えられるため、継続可能な認定農業者をベースに現状維持するため、農地集積率を下げないよう関係機関による情報提供と営農指導等の徹底				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	47 経営	法人	団体
実 績 ②	47 経営	法人	団体
達成状況 (②/①×100)	100 %	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	現状を維持するため、新規認定農業者を確保・育成するための啓蒙活動を行う		
活動実績	認定農業者への農地利用集積及び市を含む関連機関と連携し確保推進を図った。		

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	再認定の推進により、ほぼ現状維持が図られた。		
活動に対する評価の案	活動計画通り実施し、情報提供等を行った。これからも継続する必要がある。		

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価			
活動に対する評価			

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	860.9 ha	711.9 ha	82.6 %
課 題	高齢化が進む中、担い手への集積は増加している。耕作不便地、生産性の低い農地の遊休化を防ぐために、担い手農業者へ集積する		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②／①×100)
12.4 ha	9.8 ha	79 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	生産性及び利便性の高い農地、また、高齢のためやむおえなく離農された農地について、隣接農地所有者だけでなく、意欲ある若い認定農業者へのあっせんする。
活動実績	地区担当委員を中心に認定農業者など担い手に農地の利用活動を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	意欲ある認定農業者への農地集積が概ね図られた。
活動に対する評価の案	地区担当委員を中心に担い手への利用調整活動が図られた。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に 対する意見等	意見なし
活動の評価案に 対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	意欲ある認定農業者への農地集積が概ね図られた。
活動に対する評価	地区担当委員を中心に担い手への利用調整活動が図られた。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	860.9 ha	0 ha	0 %
課 題	農地パトロール、農業委員による日頃の監視により、過去に違反転用を発生させていない。 今後も引き続き、違反転用を発生させないための啓発活動への取り組みを行う		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地パトロールを実施し、違反転用の情報収集を図ると共に、啓発活動を行う
活動実績	農業委員による、情報収集 水稻作況調査を実施した際、併せて違反転用の状況把握調査を行った 農業委員による農地パトロールの実施

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	農業委員による日頃の監視、日常の相談業務、農地パトロール、啓蒙活動実施により違反転用なし
活動に対する評価の案	違反転用発生防止に向けた必要な活動の取り組みとなった。また、今後も継続する必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見なし
活動の評価案に対する意見等	意見なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	農業委員による日頃の監視、日常の相談業務、農地パトロール、啓蒙活動実施により違反転用なし
活動に対する評価結果	違反転用発生防止に向けた必要な活動の取り組みとなった。また、今後も継続する必要がある。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめるこ。